

あっせんの流れ

- 1 第16条、第17条の県の相談体制での相談
- 2 県の相談体制での相談を経たが、解決が困難
- 3 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、第18条のあっせんの申立てを知事にすることができる
- 4 知事は、申立てを受けて第19条のあっせん手続きに入る場合、紛争事案の当事者双方に対して、あっせん手続きの開始を通知

もしくは、

あっせんを行わないとした場合、申立人に対して、不実施の理由を示して通知

- 5 知事は、申立てに係る差別事案の事実関係について調査
- 6 知事は、必要に応じて、第三者機関である「三重県障がい者差別解消調整委員会」の意見を聴く（諮問）
- 7 三重県障がい者差別解消調整委員会は、調査審議にあたり、必要に応じて、申立人、相手方その他関係人に出席を求めて、説明もしくは意見を聴いたり、資料の提出を求める

- 8 三重県障がい者差別解消調整委員会は、知事に対して委員会意見を答申
- 9 知事は、紛争事案の当事者双方に対してあっせん案を提示
- 10 紛争事案の当事者双方は、あっせん案に対する諾否を知事に応答
- 11 紛争事案の当事者双方が、あっせん案を受諾したときは、その旨を双方に通知
- 12 差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なくあっせんに従わないときの第 21 条の知事の勧告

注釈 あっせんは、当事者双方の協力が必要な手続きであり、その手続きを継続することが困難な場合には、あっせんの打ち切りについて、打ち切りの理由を示して通知